

定 款

株式会社ジンズホールディングス

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ジンズホールディングスと称し、英文では、JINS HOLDINGS Inc.と表記する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

1. 眼鏡、サングラス、コンタクトレンズ、およびそれらの関連商品の企画、製造、加工、販売、賃貸、修理および輸出入
2. 靴、ブーツ、靴下、化粧ポーチ、バッグ、傘、ハンカチ、帽子等の身の回り品、およびアクセサリ等の服飾雑貨ならびにそれらの関連商品の企画、製造、加工、販売、賃貸、修理および輸出入
3. 皮革および皮革製品の企画、製造、加工、販売、賃貸、修理および輸出入
4. 家具およびその関連商品の企画、製造、加工、販売、賃貸、修理および輸出入
5. 光学機器、医療用具、電子機器、通信機器、ウェアラブル端末およびそれらの関連商品の企画、開発、製造、加工、販売、賃貸、保守および輸出入
6. デジタルコンテンツおよびコンピュータソフトウェアの企画、開発、製造、加工、販売、賃貸、保守および輸出入
7. 医薬品、医薬部外品、食料品、栄養補助食品、健康食品およびそれらの関連商品の販売および輸出入
8. 情報通信、情報処理および情報提供サービス事業
9. 電子計算機によるシステム設計、計画および供給
10. 農畜産物の生産、加工および販売ならびに農作業の請負
11. 障がい者を対象とする教育・訓練
12. 電子計算機の導入、保守および管理業務
13. 飲食店の企画、経営および経営指導
14. フランチャイズチェーン店への経営指導
15. 不動産の売買、賃貸およびその仲介
16. 経営コンサルタント業
17. 建物の内外装の企画、設計、施工、監理および建築の請負

18. 広告宣伝に関する企画および製作
19. 知的財産権（商標権、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商品化権等）の取得、実施、利用許諾、維持および管理
20. 労働者派遣事業
21. 古物商
22. ヘルスケアに関するコンサルタント業
23. 前各号に付帯関連する一切の事業

- 2 当社は、前項各号に定める事業及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を群馬県前橋市に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告は、電子公告により行い、事故等やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、7392 万株とする。

（自己の株式の取得）

第7条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当社の単元株式数は 100 株とする。

（単元未満株主の権利）

第9条 当社の単元未満株主は下記に掲げる権利以外の権利を行使する事ができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

(基準日)

第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年 11 月中にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

- 2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役会の決議により、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は、12名以内とする。

- 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のう

ち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。）の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。
- 4 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項の取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第32条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第35条 当社は、会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第37条 剰余金の配当は、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

- 2 当社は、取締役会の決議によって、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

2024 年 11 月開催の第 37 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 37 条第 1 項の定めるところによる。

(監査役の責任限定契約に関する経過措置)

2024 年 11 月開催の第 37 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 37 条第 2 項の定めるところによる。

昭和 63 年 7 月 8 日	制定
平成 3 年 7 月 6 日	改正
平成 12 年 7 月 25 日	改正
平成 12 年 1 月 18 日	改正
平成 15 年 12 月 24 日	改正
平成 16 年 3 月 24 日	改正
平成 16 年 4 月 1 日	改正
平成 16 年 8 月 11 日	改正
平成 16 年 8 月 11 日	改正
平成 17 年 11 月 25 日	改正
平成 17 年 12 月 1 日	改正
平成 18 年 4 月 26 日	改正
平成 18 年 5 月 1 日	改正
平成 18 年 11 月 28 日	改正
平成 19 年 3 月 1 日	改正
平成 19 年 11 月 28 日	改正
平成 21 年 11 月 27 日	改正
平成 25 年 1 月 10 日	改正
平成 25 年 11 月 28 日	改正
平成 27 年 11 月 26 日	改正
平成 28 年 11 月 29 日	改正
平成 30 年 11 月 29 日	改正
2022 年 11 月 29 日	改正
2024 年 11 月 28 日	改正

2025 年 11 月 27 日 改正